

銀座街づくり会議

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目6-1 銀座三和ビル3F

PHONE: 03-3567-1535 ● FAX: 03-3563-0236 ● <http://www.ginza.co.jp/ga-tpc>

● このNEWS LETTERは、全銀座会会員、銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています●

6月8日(木)、中央区と銀座街づくり会議との協議会が行われました。

4月24日に、中央区の方針が発表されましたが、実際の運用やその後のすすめかたについて等、まだまだ未確

定の要素が多く、今後の協議が必要です。

銀座街づくり会議では、デザイン協議会の仕組みづくりや、デザインガイドラインの作成をすすめています。

第7回 中央区+銀座街づくり会議 協議会 「銀座デザインガイドライン」の作成へ

まちづくり方針の運用について

6月8日に行われた協議会では、中央区から、スケジュールと屋上工作物についての考え方が提起され、デザイン協議会の運営方法が討議されました。

中央区は4月、今後の銀座まちづくりの方針として、

- 1) デザイン協議会の設置
 - 2) 地区計画「銀座ルール」(建築ルール)について、現在の高さ制限に加え、工作物を含めた高さについても制限を導入する。また、大規模開発に対する高さの除外規定を廃止し、昭和通りの東側で、ある一定の条件を満たす高層建築物についてのみ認める内容に見直す。
 - 3) 区道の付けかえに対する考え方としては、通りの連続性に考慮するとともに、貫通道路を設ける場合はその高さを十分に確保する。
- という内容を発表しています。

大きなまちづくり方針は発表されましたが、その運用については決まっていない点が多々あります。たとえば高さ規定は、「5.6m + 屋上工作物10m」(銀座通り等)を最大値とすることにしましたが、建築物が5.6mより低い場合、工作物の高さはどうなるのか。既存工作物の扱いをどうするか。また、協議型まちづくりのためにデザイン協議会を設置することにしましたが、実際どのような組織・メンバーで運営するのか、行政との関わりはどうなるのか、等々の課題が残されています。中央区からも、屋上工作物についての運用の考え方や、デザイン協議会の運営方法が提示され、討議されました。

銀座街づくり会議では、以上の点について銀座の考え方を整理するとともに、デザイン協議会で話し合う時にベースとなる「銀座デザインガイドライン」を作成することにし、作業をすすめています。

デザイン協議会とデザインガイドライン

デザイン協議会が設置されれば、銀座地区に新築・改築する案件、大規模開発等は、中央区において建築確認申請や都市計画提案する前に、必ずデザイン協議会との協議を行うこととなります。

デザイン協議会は地元主導でつくられるものとなりますが、そのしくみ、人選、運営方法については、現在、専門家と共に検討しているところです。このような協議会は全国的にも前例が少なく、外国の事例等も参考にしています。メンバーには、各案件ごとに地元(各通りや町会)の方と学識経験者に入っていただくこととなります。協議内容はオープンにしていくことが必要です。また、協議や判断のベースとなる「ガイドライン」が必要となってきます。「銀座らしさ」をゆるやかに文章化しつつ、皆で話し合いながら新たな銀座の魅力を常に創りだしてゆくプロセスが大事になってくるでしょう。

具体的な案は現在作成中です。できあがりましたらみなさんに提案し、ご意見を募りたいと思います。

◆ 銀座六丁目地区街づくり協議会から説明会 ◆

6月22日(木)、銀座アーバンラボにおいて「銀座6丁目地区・計画」の地権者で構成される、銀座六丁目地区街づくり協議会のみなさんからの要請で、説明会が開催されました。2月8日にご提示いただいた案のさらに詳しい説明がありました。銀座街づくり会議としては、「中央区と長年議論してきたプロセスがあり、その議論の内容は、すべてオープンにしてきた。銀座には超高層型のまちづくりはふさわしくないのではないかと考えている。」との立場を明らかにしたうえで、具体案については、今後も話し合いを続けていくことになりました。